

石垣市小規模工事等契約希望者登録要綱

令和7年7月1日

告示第209号

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する小規模な工事や修繕のうち、その内容が軽易で履行の確保が容易であると認められるもの(以下「小規模工事等」という。)に係る契約を希望する者の登録(以下「登録」という。)に関し必要な事項を定めることにより、市内業者の受注機会の拡大を図ることを目的とする。

(契約の対象)

第2条 小規模工事等の対象となる契約は、当該契約金額が200万円を超えないものとする。

(登録の資格)

第3条 この要綱において、登録することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 法人にあっては、主たる事業所の所在地が市内にあること。

(2) 個人にあっては、代表者の住所が市内にあること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、登録することができない。

(1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ていない者

(2) 石垣市暴力団排除条例(平成23年石垣市条例第18号)第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係にある者

(3) 石垣市建設工事入札参加資格審査及び指名業者選定等に関する規程(平成13年石垣市訓令第7号)第5条に規定する建設業者格付名簿に登録されている者

(4) 市税を滞納している者

(5) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない者

(登録業種の範囲)

第4条 登録することのできる業種の範囲は、別表に定める工事業種の中の5業種以内とする。

(登録の申請)

第5条 登録の申請は、石垣市小規模工事等契約希望者登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出することにより行うものとする。

(1) 市税の完納証明書

(2) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請の受付は、定期申請及び随時申請とし、これらの受付期間は、市長が別に定める期間とする。

(登録名簿への登載)

第6条 市長は、前条第1項の規定による提出があったときは、申請書類を確認し、石垣市小規模工事等契約希望者登録名簿(様式第2号。以下「登録名簿」という。)に登載するものとする。

(登録の有効期間)

第7条 登録の有効期間は、登録名簿に登載した日から、2年を超えない範囲内において、市長が別に定める期間とする。

(登録事項の変更等)

第8条 第6条の規定により登録名簿に登載された者(以下「登録業者」という。)は、登録事項に変更があったとき又は事業を廃止したときは、石垣市小規模工事等契約希望者登録事項変更・廃止届(様式第3号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第9条 登録業者が、第3条に規定する要件を満たさない場合は、登録を取り消すものとする。

(登録業者の取扱い)

第10条 市長は、小規模工事等の実施に際しては、登録業者に対し、積極的に見積り参加機会を与えるよう努めるものとする。ただし、第3条第2項第3号に規定する者のうちから業者を選定することを妨げない。

(委任)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、石垣市財務規則(昭和58年石垣市規則第2号)その他関係法令に定めるもののほか、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第4条関係) 小規模工事等の業種及び例示

番号	工事の業種	工事の例示
1	土木一式工事	土木工作物等の修繕工事
2	建築一式工事	建築物の修繕工事等で工事の業種が複数に及ぶもの
3	大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事
4	左官工事	左官工事、モルタル工事、吹付け工事
5	とび・土工・コンクリート工事	とび工事、足場等仮設工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、ネットフェンス工事

6	石工事	石積み(張り)工事
7	屋根工事	屋根ふき工事
8	電気工事	送配電線工事、引込線工事、構内電気設備工事、照明設備工事
9	管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、ガス管配管工事、ダクト工事
10	タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、スレート張り工事、サイディング工事
11	鋼構造物工事	鉄骨工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、門扉設置工事
12	鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事
13	舗装工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
14	板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
15	ガラス工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
16	塗装工事	塗装工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
17	防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、シート防水工事
18	内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
19	機械器具設置工事	各施設機械器具設置工事等
20	電気通信工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事
21	造園工事	植栽工事、公園設備工事、園路工事、緑地育成工事
22	建具工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、シャッター

		取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事
23	消防施設工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、屋外消火栓設置工事、火災報知設備工事、避難橋又は排煙設備の設置工事
24	解体工事	工作物解体工事
25	その他	上記にあてはまらない工事

※ 石垣市水道事業給水条例(平成10年石垣市条例第4号)第10条に規定する「指定給水装置工事事業者」が施行する給水装置工事及び石垣市下水道条例(平成24年石垣市条例第43号)第10条に規定する「排水設備指定工事店」が施行する排水設備等の工事を除く。